

(8) 労働者名簿、賃金台帳について

Point 1 労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう

- 労働者の労務管理を適切に行うため、労働者名簿を作成し、労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等を記入しなければなりません。
- また、賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給等を賃金の支払の都度記入しなければなりません。
- これらは労働関係に関する重要な書類ですので、それぞれ5年間（当分の間は3年間）保存してください。

記載事項	労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由 等	労働者の氏名、賃金計算期間、労働時間数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額 等
保存期間	労働者の退職等の日から5年間 (当分の間は3年間)	最後の記入をした日又は当該賃金台帳に係る最後の賃金支払期日のいすれか遅い日から5年間（当分の間は3年間）

(9) 安全衛生の確保について

Point 1 衛生管理体制を整備しましょう

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者や産業医を選任し、また、衛生委員会を設置する必要があります。
- 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、衛生推進者を選任する必要があります。
- これらの衛生管理体制を整備し、労働者の健康障害の防止、健康の保持増進、労働災害の防止などを図りましょう。

Point 2 健康診断を確実に実施しましょう

- 非正規労働者も含め、常時使用する労働者に対しては、
 - 雇入れの際、
○ 1年以内ごとに1回 ※
※ 深夜労働等の特定業務に常時從事する者には、「常時使用する労働者」として健康診断が必要です。
① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により定期に健康診断を実施しなければなりません。
 - 短時間労働者であっても、下記①②のいずれにも該当する場合は「常時使用する労働者」として健康診断が必要です。
② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の4分の3以上である者
なお、健康診断の実施は法で定められたものですので、その実施に要した費用については、事業者が負担すべきものです。
 - 健康診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するため必要な措置について、医師等の意見を聴かなければなりません。

Point 3 ストレスチェックを実施しましょう

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場では、常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期にストレスチェックを実施する必要があります。
- ストレスチェックの結果、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施し、その医師の意見を聞き、必要な措置を講じる必要があります。
- ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析してもらい、その結果を踏まえて、労働者の心的的な負担を軽減するための適切な措置を講じましょう。

Point 4 過重労働による健康障害を防止しましょう

- 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」に基づき、過重労働による健康障害防止措置を講じてください。
 - 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月17日付け基発第0317008号、令和2年4月改正)の主な内容
 - 時間外・休日労働の削減
 - 36協定は、(3) Point4参照に適合したものとしてください。
 - 月45時間を超える時間外労働は月45時間以下とするよう努めてください。
 - 労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - 時間外・休日労働が1月あたり80時間を超える場合の蓄積が認められる(申出をした)労働者などに対し、医師による面接指導等を実施してください。

Point 5 労働災害の防止に努めましょう

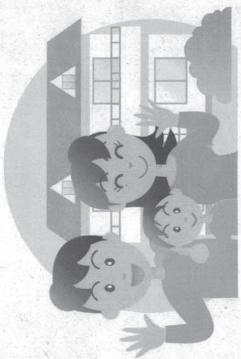
- 労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めましょう。特に、災害が多い労働災害や転倒災害の防止に取り組んでください。
- 以下のガイドライン等を踏まえた災害防止対策を講じましょう。
 - 社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策～ KY活動～
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html)
 - 職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454_00003.html)
 - 看護・介護作業による腰痛を予防します
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/11200000-Roudoudukujunkyou/kaigokango_2.pdf)
 - 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjiisanryo.html)
 - STOP腰痛災害プロジェクト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html)
 - ノロワイルスに関するQ & A
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko_iyou/shokuhin/syokuchu/kansen/yobou/040204-1.html)
- 労働者に対しては、雇入れ等の実施及び作業内容変更時の安全衛生教育を実施しなければなりません。安全衛生教育の実施に当たっては、業務の実態を踏まえ、上記災害の原因、その防止等に関する項目を盛り込むよう配意しましょう。



(10) 労働保険について

Point 1 労働保険の手続を取りましょう

労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険の総称です。
介護労働者を一人でも雇つていれば、その事業場は労働保険の適用事業場となりますので、
労働保険の手続を取る必要があります。

労 働 保 険	雇 用 保 険
<p>労災保険とは、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷等を被った場合等に、被災した労働者や家族を保護するために必要な保険給付等を行うものです。</p> <p>■労災保険の対象となる労働者 労働契約の期間や労働時間の長短にかかわらず、すべての労働者が労災保険の対象となります。</p> 	<p>雇用保険とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付等を行うものです。</p> <p>■雇用保険の対象となる労働者 次のいずれにも該当する労働者が、原則として雇用保険の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 1週間の所定労働時間が 20 時間以上あること② 31 日以上の雇用見込みがあること

II 訪問介護労働者に関する事項

○ 訪問介護労働者と労働基準法

このパンフレットでいう「訪問介護労働者」は、訪問介護事業に使用される者であって、介護保険法に定める訪問介護員又は介護福祉士・老人・障害者等の居宅において、入浴・食事等の介護やその他の日常生活上の世話をを行う業務に從事する労働者を指します。

事業場の中では、これらの方について、委託、委任、あるいは登録型などの呼称が用いられていますが、そのような場合でも、労働者に該当するかどうかについては使用者の指揮監督等に即し総合的に判断され、労働者に該当する場合には労働基準法が適用されます。なお、介護保険法に基づく訪問介護の業務に從事する訪問介護員等について、一般的には使用者の指揮監督の下にあること等から、労働基準法第9条の労働者に該当するものと考えられます。

「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」
(平成16年8月27日付け基発第0827001号)について
訪問介護労働者については、その多くが通常単独で利用者宅を訪問して仕事を從事するため、使用者が労働者を直接に指揮しその勤務状況を把握する機会が限られるなどの勤務実態があることなどから、賃金・労働時間等に係る労働基準法等関係法令の適用について取りまとめたところです。(参考資料1(P.16)参照)
この通達の内容はこのパンフレットにも盛り込まれていますが、そのうち移動時間の取扱い(Point3 (P.14)参照)等については、現在もなぶ一部に問題が認められるところです。

訪問介護に携わる皆様には、このパンフレット等をご活用いただき、訪問介護労働者の法定労働条件を適正に確保されるようお願いします。

Point 1 訪問介護労働者にも就業規則を周知しましょう ➡ 労働基準法第106条

就業規則は労働者に周知する必要がありますが(I)(2)Point 3(P.3)参照)事業場に赴く機会の少ない訪問介護労働者については、書面を交付することによる方法で周知することが望ましいものです。

Point 2 休業手当を適正に支払いましょう ➡ 労働基準法第22条

使用者の責に帰すべき事由により、労働者を休業させた場合には、使用者は休業手当として平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければなりません。※I(5) Point 1(P.7)参照
利用者からのキャンセル、利用時間帯の変更を理由として労働者を休業させる場合には、他の利用者宅での勤務等、その労働者に代替業務を行わせる可能性等を含めて判断し、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、休業手当の支払が必要です。

